

權の大商人、④秦氏・妻王氏系の親縁者層。このいわば秦檜集團は段階を追って形成されたものであった。まず紹興十四年に臺諫（監察官）、侍從（實務官僚の最高位者）を掌握し、宰執制を有名無實化した。次に十八年から二十二年にかけて皇帝周邊の最有力者王繼先、皇后吳氏と姻戚關係を結び、皇帝を權力の源泉として出發した。秦檜が皇帝をも規制するに至った。また皇帝周邊の掌握によって特權的大商人との結びつきも自ずと生じた。最後に二十年ごろから親縁者を兩浙路・江南東路の監司および樞要地の知州・通判に任命することによって財貨の嚴しい私的收奪を行った。しかし秦檜專制末期の内外官の大量の缺員現象、とりわけ全知縣・縣令の四割に近い缺官状態は秦檜專制の限界を暴露していた。密告制と恐怖政治、額外收奪——羨餘の強制を忌避しての有資格者の就任拒否は秦檜權力の孤立を意味していた。また上意下達、下情上達關係の切斷は全郷村の、法と官僚制を通しての南宋朝への結果を妨げることになった。

ヌルハチ（清・太祖）の徙民政策について

松 浦 茂

ヌルハチが遼東侵入以前に實施した諸政策のうちで、徙民政策が注目される。すなわち、東北部統一の過程でヌルハチが周縁地域の住民を大量にマンジュ（後金）國內に移住させた事實である。たとえば、彼は舊海西女直のハダ、ホイフア、ウラ、イェヘ四國としば

しば衝突したが、これら四國を滅亡させると、その遺民をことごとくマンジュ國內に徙した。また、ヌルハチは舊野人女直のワルカ、ウエジ、フルハ、グワルチャなどのあいだにも勢力を伸ばし、彼らをつぎつぎと領域内に移住させている。こうしてマンジュ國內に徙された人びとは「新人」、「新グワルチャ」などとよばれて從來の人びと（舊人）とは區別され、移住後しばらくの期間はアルバン（徭役その他を含む）を免除された。

徙民政策の結果、マンジュ國の人口は都城の近傍に集中した。ヌルハチと族長などは都城（舊老城からサルフ城にいたるまでの四都城）内に集住し、これに對して一般の人民は都城周邊の村落に居住させられて、彼らの支配を受けることになった。徙民政策はウラやイェヘも行なっており、こうした統治方法は女直に共通のものであったらしい。

やがて、ヌルハチは八旗制度を創設して人民をニルに組織する。ニルの組織は徙民政策を通して形成されたものであり、その過半數は徙民政策で移住した人びとが主體に構成されている。

雜誌『シュエラー』（一九〇八—一九一八）について

——ロシア・ムスリム近代史に關する一史料——

小 松 久 男

雜誌『*Славяне*』は、一九〇八年オレンブルクで創刊されたタター

ル語の「文學・學藝・政治」誌（隔週刊）である。同誌は、一貫した編集方針と多彩な執筆者の参加とによって、ロシア・ムスリムの間に廣汎な讀者を獲得し、一九〇五年ロシア革命後の反動の時代にありながら、約十年間、十月革命期に至るまで革新派ムスリムの「機關誌」として機能した。同誌がこのように長期にわたって存続しえた理由の一つは、それが政治的には穩健な立場を保持したことにある。しかし、《Shura》の寄稿者の中には十月革命後に活潑な民族運動・革命運動を展開した青年知識人を數多く見出すことが可能であり、《Glas》は彼らに思想形成の場を提供したともいえる。その意味で、彼らのアイデンティティと不可分の言語、民族史、民族誌、そしてイスラムに關わる諸論稿は、詳細な検討を加えなければならぬであろう。一方、《Shura》に見られる一連の社會評論・旅行記は、同時代の中央アジア——清朝治下のトルキスタンを含む——社會に關する貴重な情報を含んでおり、新しい現地史料として活用することができるであろう。今回の報告の目的は、これまでほとんど注目されることのなかったロシア・ムスリムの定期刊行物の中から、その代表的な存在である《Shura》を取り上げ、その史料的价值を指摘することにある。

清佛戰爭後の北部ベトナムにおける對佛抵抗

桜井 由 躬 雄

一八八五年六月、天津條約によって中國軍のベトナム撤退が決定し、いわゆる「トンキン問題」は解決し、ベトナム市場は勃興期を迎えたフランス帝國主義のまにに開放されたかにみえた。しかし七月五日、フエ王城を訪問した新任の理事長官を待っていたのは、ハムギ帝を中心とする官人層のクーデタであった。敗れてクアンチ地區の山中にこもったハムギは全國の紳豪に勤王の詔敕をくだす。これを機にベトナム全土に再度、對佛抵抗の風がまきおこった。官廷官人層の抵抗はまもなく、フランス軍の追撃にあつて壊滅するが、これにかわつて農村部の文紳層と村落自衛軍が抵抗の主力を形成する。この抵抗はトンキン理事長官ポール・ベールの村落ノタブルとの妥協政策により、一八八七年段階に急速に衰退する。以後鬬争は北部ベトナム山地にこもった反佛ゲリラになわれ、第一次大戰直前まで續く。從來の研究はこの第一期・第三期についてのみ展開され、第二期の主要な農業生産地域における抵抗については忘却されていた。しかしこの鬬争こそちのフランスのインドシナ統治政策を規定し、一九五四年にいたる北部デルタ地域の社會構造を規定するきわめて重要な抵抗であり、挫折であつたと考えられる。報告者は近年、パリのフランス陸軍省文書館において、大部にわたるこの期の討伐報告の複寫に成功した。本報告はこの資料の分析にもとづき、デル